



事 務 連 絡  
令和 4 年 5 月 2 5 日

各構成員の長 殿

神奈川労働局  
雇用環境・均等部  
指導課長

公益通報者保護法の一部を改正する法律に係る御説明資料の送付について

日頃より、労働行政の推進に御理解と御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、令和2年に改正された公益通報者保護法について、消費者庁より、公益通報者保護制度の円滑・適切な運用と実効性の向上を図るため、同法に関する事項について、改正点を説明した書面が回報されましたので、公益通報に関する紛争解決も取り扱う貴機関に対して制度改正周知として回報された資料を送付いたしますので、ご参考としてください。